

令和3年12月20日(月)午前9時から和木町役場議事堂において、第6回和木町議会定例会を再開する。

○出席議員(10名)

1番	津島宏保	
2番	栗本詠子	
3番	嘉屋富公	
5番	上田丈二	
6番	中村充子	
7番	上岡富士夫	
8番	小林秀嘉	
9番	森脇明美	
10番	灰岡裕美	副議長
11番	兼本信昌	議長

○説明のため出席した者

町長	米本正明	
副町長	田中雅彦	
企画総務課長	渡邊良平	
税務課長	吉岡司	
住民サービス課長	鳥枝靖	
都市建設課長	村岡辰浩	
保健福祉課長	坂本啓三	
教育長	重岡良典	教育委員会
事務局長	森本康正	〃

○会議に従事した職員

事務局長	田中敬子
書記	松島久子

- 開 会 9時 00分
- 議 長 定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。
- 議 長 本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。
- 議 長 日程第1 議案第34号 令和3年度和木町一般会計補正予算(第8号)
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)
- 議 長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。
- 議 長 議案第34号 令和3年度和木町一般会計補正予算(第8号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 全員挙手。
- 議 長 したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。
- 議 長 日程第2 議案第35号 令和3年度和木町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)
- 議 長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。

議 長 議案第35号 令和3年度和木町国民健康保険特別会計補正
予算(第2号)について、原案のとおり可決することに賛成の
方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3 議案第36号 令和3年度和木町簡易水道事業特
別会計補正予算(第2号)
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。

議 長 議案第36号 令和3年度和木町簡易水道事業特別会計補正
予算(第2号)について、原案のとおり可決することに賛成の
方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4 議案第37号 令和3年度和木町公共下水道事業
特別会計補正予算(第3号)
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

- 議長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。
- 議長 議案第37号 令和3年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議長 全員挙手。
- 議長 したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。
- 議長 日程第5 議案第38号 和木町ICT教育推進基金条例について
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)
- 議長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。
- 議長 議案第38号 和木町ICT教育推進基金条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議長 全員挙手。
- 議長 したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。
- 議長 日程第6 議案第39号 和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。

議長 議案第39号 和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員挙手。

議長 したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第7 議案第40号 和木町営住宅条例の一部を改正する条例について
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。
討論はありますか。

(「なし」の声あり。)

議長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。

議長 議案第40号 和木町営住宅条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員挙手。

議長 したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第8 議案第41号 令和3年度和木町一般会計補正予算(第9号)

これを議題とします。
執行の説明を求めます。
渡邊企画総務課長。

渡邊企画
総務課長

議案第41号 令和3年度和木町一般会計補正予算(第9号)についてご説明いたします。

補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,065万円を追加し、予算総額を47億1,820万8千円とするものでございます。今回の補正予算は、11月臨時議会で可決していただきました子育て世帯に対する臨時特別給付金について、18歳以下の対象児童に対して現行の5万円の給付に加えて、追加で5万円を給付するために必要な経費を計上しています。それでは第1表 歳入歳出予算補正の2ページ歳出からご説明申し上げます。

款3 民生費で、子育て世帯への臨時特別給付金事業の実施にあたり必要な経費として、児童福祉費に6,065万円を計上しています。詳細は、議案第41号の10ページをお開きください。款3 民生費 児童措置費の中に「子育て世帯への臨時特別給付金給付事業」として、18歳以下の児童1人当たり5万円の追加の給付金を計上しています。歳入につきましては1ページにお戻りください。款15 国庫支出金6,065万円の増額は、今説明申し上げた子育て世帯への臨時特別給付金事業の財源として、国から交付されるもので、内訳は8ページにありますように、その全額を給付金分として計上しています。

以上で議案第41号の説明を終わります。

議長

本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

議長

中村充子君。

中村議員

お伺いします。所得制限をつけるということで説明を受けておりますが、他の市町には所得税をつけずに配布するところが

令和3年第6回(12月)定例会
あります。政府においては所得制限をつけずに配ってもよいと
いうようなことで説明もありますが、これは政府からは可否を
判断することはないとしています。和木町は医療費も所得制限
をつけずに行っておりますが、この児童手当っていうんですか
ね、この10万円に関してはどうして、この該当者が少ないに
もかかわらず所得制限をつけることにしたのか伺います。

議 長 米本町長。

米本町長 所得制限を設けずに全ての方に支給をしてはどうかという
お話だと思います、ご質問だと思いますけれども、私はあくま
でも政府の当初方針に従ってやろうということで、私自身が決
めさせていただきました。新聞紙上で知りましたが、新聞
に出たから、よその町がやっているからということではなく
て、きちっと政府の方針に従ってやりましょうということで、
周防大島町の藤本町長ともお話をしてそういうことにさせて
いただきました。

中村議員 ありがとうございます。

議 長 よろしいですか。はい、中村充子君。

中村議員 最初の政府の方針に沿ってそれをお決めになったというこ
とでございますね、その後の報道はもう頭に入れていないとい
うことになるんだと思いますけど、高収入の人たち、本当に少
ないと思うんですけど、そういう人達が和木町に住まないって
というような判断をされることはないんでしょうかね。

議 長 米本町長。

米本町長 そういう判断は、私はいたしません。しっかりと国の方針が
定まっていた以上、私はそのまま通していきたいというふう
に考えております。

- 議長 中村充子君。
- 中村議員 わかりました。
- 議長 他に質疑はありませんか。
- 議長 栗本詠子君。
- 栗本議員 関連質問になりますが、現行5万円、子育ての方対象にお配りになるとなっており、今回追加で5万円となりますが、町民の方にはどのようにお知らせをするのででしょうかお伺いします。
- 議長 鳥枝住民サービス課長。
- 鳥枝住民サービス課長 町民に対して、まあ支給対象者につきましては、12月22日に支給決定通知書というのを送付いたしますので、それで5万円から10万円に変更になりましたという通知を出ささせてもらいます。それから町ホームページ、それから町の文字放送、和木ちゃんねる、文字放送で周知したいと考えております。
- 議長 よろしいですか。
他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)
- 議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結し討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)
- 議長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。

議長 議案第41号 令和3年度和木町一般会計補正予算(第9号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 挙手多数。

議長 したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第9 発議第2号 和木町議会会議規則の一部を改正する規則について
これを議題とします。
提出者の説明を求めます。
栗本詠子君。

栗本議員 発議第2号 和木町議会会議規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

「標準町村議会会議規則」が改正されたことに伴い、和木町議会会議規則中、欠席の届出及び請願書の記載事項等に関して所要の改正を行うものです。

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備することと共に、出産については、母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものです。また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものです。

施行期日は、公布の日としております。

なお、賛成者として灰岡議員、森脇議員、小林議員、上岡議員、中村議員、上田議員、嘉屋議員、津島議員の賛同を得ております。

以上、ご審議の上にご承認の程よろしくお願いいたします。

議 長

これより質疑に入ります。
本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結し討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長

討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。

議 長

発議第2号 和木町議会会議規則の一部を改正する規則について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長

全員挙手。

議 長

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第10 議員の派遣について
これを議題とします。
議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

異議なしと認めます。
したがって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

議

長

日程第11 特定事件の付託について

各常任委員会及び議会運営委員会には、お手元に配布おりますとおり、次の定例会まで引き続き、特定事件の調査研究を付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議

長

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会及び議会運営委員会には、次の定例会まで特定事件の調査研究を付託することに決定いたしました。

議

長

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

議

長

おはかりします。

議

長

これで令和3年第6回和木町議会定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議

長

異議なしと認めます。

議

長

これをもちまして、令和3年第6回和木町議会定例会を閉会いたします。

おつかれさまでした。

閉 会 9 時 1 9 分